



法務史料展示室だより 第五号

# 時をたずねて

季刊 二〇〇五年四月

## 「史料は語る」第五回

### 明治五年監獄則

①

法務史料展示室には、明治五年二月に頒布された、「監獄則并図式」(以下「明治五年監獄則」と記します)が展示されています。これは、包括的な監獄制度を示して全国一律に施行を試みた、わが国で最初の法令でした。今回と次回は、この「明治五年監獄則」の来歴や意義に触れてみたいと思います。

「史料は語る」の第一回でも述べましたが、明治新政府は、幕末に諸外国との間で結ばれた不平等条約の解消という、大きな課題を抱えています。そのため、例えば、先に取り上げた「司法職務定制」が、司法制度の近代化を遂げることによって、不平等条約の改正に寄与することを意図していたように、

当時の司法制度改革は、諸外国との関係を抜きにしては語れないものでした。

そして、「明治五年監獄則」の頒布も、こうした時代背景と無縁ではありません。「明治五年監獄則」の編纂に際して、明治政府及び司法省は、諸外国の制度を参照し、これを積極的に取り入れようとする姿勢をみせています。明治四年には、小原重哉(しげが)ら司法省の官員を、獄制視察のため、当時イギリスの植民地であった香港・シンガポールへ派遣しており、「明治五年監獄則」にはその成果も反映されました。

## 人～第五回『小原重哉 ①』

今回から二度にわたり、「明治五年監獄則」にゆかりの深い小原重哉を取り上げたいと思います。小原は、「明治五年監獄則」の制定に大きな役割を果たし、また、その後も明治前半期を通じて、わが国の獄制改革に大きな功績を残した人物です。

岡山藩出身の小原は、幕末の一時期、自藩や幕府の施設に投獄されており、この体験が、獄制改革を志す契機となりました。小原が明治二年に提出した、獄制改革を求める意見書では、粗悪な施設や制度によって、判決を受ける前に多くの人々が病に倒れ、また、冤罪を受けていることが問題視されており(『大日本監獄協会雑誌』41号)、小原が当時の処遇状況に精通し、かつ、これに危機感をもっている様子がうかがえます。

その後も、小原の熱意は一貫していました。意見書の内容が採用されると、小原は自ら現場責任者となって、獄制改革に腕をふるいます。さらに、海外の監獄制度を見聞する必要性を上層部に訴え、これが明治四年の香港・シンガポール視察として結実したのです。

この獄制視察の成果が「明治五年監獄則」へとつながるわけですから、いわば「明治五年監獄則」は、獄制改革に心血を注ぐ小原重哉がいたからこそ、存在したといっても過言ではないでしょう。

さらに、「明治五年監獄則」の草案が完成したのちに、司法省から政府にあてて出された文書には、「監獄ノ方法行ハレスシテハ交際上彼我並立ノ道相行ハレス」(国立公文書館所蔵『公文録』)との記述があり、ここからは、司法省が、わが国が諸外国と対等な関係を築くにあたって、監獄制度の改善が不可欠であると考えている様子を見てとることができます。

このように、わが国における監獄制度の近代化は、諸外国、特に西洋諸国の視線を意識しながら、その端緒を開いたといえるのです。



# 「歴史を歩く」第五回 東慶寺

二〇〇四年度は東京都内の史跡巡りをしてきましたが、今年度は少々足を伸ばし、中世以降の史跡が多く残る鎌倉まで、散策することにしませう。

JR横須賀線北鎌倉駅で降り、円覚寺とは反対側の方向に線路を越え、鎌倉駅方面に少し歩くと、今回の目的地東慶寺があります。弘安八年(二八五年)の創建で、開山は蒙古襲来の危機を切り抜けた執権北条時宗夫人の覚山尼、開基は、時宗と覚山尼

の子である貞時です。以降、鎌倉幕府、後醍醐天皇、足利氏に庇護され、戦国時代に入ると後北条氏から厚い保護を受けました。現在寺内には、開山覚山尼、五世後醍醐天皇皇女用堂尼、二十世豊臣秀頼遺子天秀尼の墓があり、遠く中世に思いを馳せることができます。

しかし、東慶寺と言えば、やはり縁切寺としての存在の方が有名でしょう。江戸時代の庶民生活において、妻には、離婚決定権が認められておらず、妻に残された最終手段として、縁切寺と呼ばれる特定の尼寺に駆け込み、一定期間奉公することで、離婚の効果を生み出すという方法がありました。そして、その縁切寺の代表的存在が東慶寺でした。

延享二年(二七四五年)の東慶寺由緒書を見ると、開山覚山尼の時に、三年間尼として在寺すれば離婚が成立するという縁切寺法が作られていたこと、五世用堂尼の時に、在寺期間を二十四か月に改めたこと、二十世天秀尼が徳川家康に覚山尼以来の縁切寺法を続けた

いと申請し、認められたことが記されています。覚山尼の頃縁切寺法が作られていたというのは伝説でしょうが、天秀尼の頃、既に縁切寺としての機能を有していたことは間違いなさそうです。

江戸時代中期までの東慶寺では、縁切寺法に基づく離婚だけが厳格に行われていたので、いったん駆け込んできた女性は、途中で夫から三行半と呼ばれる一般の離婚状を送られても、二十四か月の在寺を省略することはできませんでした。その一方で、東慶寺は夫に対し、寺法離縁状(縁切寺法に基く離婚状なので寺法離縁状と言います)を三行半の一般の離婚状とは異なるもの(寺法離縁状)を作成するように勧めました。これは、妻が二十四か月の勤めを果たして東慶寺から出た後、離婚の証拠として必要であるという配慮から、行われるようになったものです。

江戸時代後半になると、東慶寺は、縁切寺法に基づく離婚ではなく、当事者同士(妻の実家と夫)の相談の上、夫が離婚状を作成し、その時点で離婚が成立する内済離婚を勧めるようになり、仲介者としての役割を果たすようになっていきました。

▼東慶寺周辺地図



縁切寺法は、明治四年(一八七二年)に禁止され、明治六年(一八七三年)には、女性も男性同様離婚の申立てをできるようにになりました。東慶寺は明治三十六年(一九〇三年)には男僧の寺院となつて、現在に至つてます。

## 歴史の中の法律語(第五回)「三行半」

江戸時代の庶民社会においては、嫁入り・婿入りを問わず、夫から妻へ離婚状を交付することによってのみ、離婚が成立し、またこの離婚状の授受が行われることによって、夫婦ともにその後の再婚が認められるシステムでした。離婚状の文面は、標題、本文、年月日、差出人(夫)、名宛人(妻またはその父兄)からなっており、本文には、夫が妻を離婚するという「離婚文言」と、以後の再婚を認める「再婚許可文言」が記されました。「離婚文言」には離婚の理由が記載されることが多く、最も代表的な理由は「勝手三付」、すなわち、離婚に至ったのは夫の都合によるもので、妻の責任ではないというものでした。他には、例えば「家風不応」という夫側の一方的な主張によるもの、「三宗説之上」と協議離婚を伝えるもの、また夫が失踪したため夫の兄弟が代わりに作成した離婚状などがあり、非常にバラエティに富んでいます。

これらの離婚状は、多く三行半で書かれたことから、俗に三行半と呼ばれるようになりました。といつても、必ず三行半で書かなくてはならないということではなく、現在残る史料の中には、一行半のものから十二行半のものまで、様々です。

さて、夫側が三行半を作成せず、離婚を認められなかった妻は、縁切寺東慶寺への駆け込みという最終手段に出ました。この駆け込みの後に東慶寺に促されて夫が作成する寺法離縁状は、一般の離婚状三行半とは全く異なる様式を採り、差出人として夫以外に夫の所属する五人組や家主までもが印を押し、また宛名は妻やその父兄ではなく、東慶寺になっています。

明治四年に戸籍法が定められ、離婚は戸籍への登記によって効力を生じるようになって、しばらくは三行半の離婚状は作成され続けました。現在確認できる最も新しい離婚状は大正六年(一九一七年)のもので、三行半という言葉は、離婚を表現する際に使われ、現在も残っています。

法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードなどをこの「法務史料展示室だより」で紹介しております。